

8吹学未第33号
令和8年4月13日
(2026年)

吹田市立中学校に在籍する
生徒・保護者の皆様

吹田市教育委員会

令和8年(2026年)度の中学校部活動について

保護者の皆様におかれましては、日頃より本市の教育行政ならびに学校教育活動にご支援、ご協力いただき御礼申し上げます。

さて、令和7年(2025年)12月に文部科学省は「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」の策定を行い、令和8年度から令和13年度までの「改革実行期間」における部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関して、国としての基本的な考え方や具体的な取組方針等を示しました。国は部活動を地域展開(部活動を終了し、学校部活動を地域等が運営する地域クラブに移行)していくこと推奨し、全国の自治体にてその取組が進められています。(例えば、ある自治体では今年度(2026年度)に学校部活動を終了することを公表しました)

本市においても、教員を取り巻く労働環境は深刻であり、おおよそ4人に3人の中学校教員が文部科学省の定める上限である1か月の時間外勤務時間45時間、年間の時間外勤務時間360時間を超えている状況にあります。また、本市の部活動における状況につきましては、直近の5年間で生徒数は増加しているにも関わらず、顧問のなり手不足等により部活動数は減少しており、今後も廃部となる部活動が生じる可能性が継続します。

このような状況を踏まえ、本市教育委員会では、部活動入部生徒を受け入れることのできる地域クラブの数や種目等に懸念があることや、学校部活動の意義、そして生徒の部活動参加の機会を確保するため、学校教育活動としての部活動の形態を残した上で、現在全18中学校の一部においての管理運営(指導者の確保や日々の部活動指導など)を試行的に事業者へ委託しております。(種目等は学校からの案内でご確認ください)。事業者には、種目の技術向上とともに、生徒が安心・安全に活動できる場を提供できるよう研修や指導体制の整備を義務付けるとともに、学校や教育委員会が事業者の指導状況を把握できる体制を整えております。

また、その取組の一環として次頁にお示しする5つの部活動については、所属する学校にその種目がない場合、拠点校の活動に参加することができ、顧問教員が現在担っている部活動の指導・管理運営を外部に委託し、委託先の指導者が担うこととしています。

最後に、本市教育委員会では令和7年(2025年)8月に「吹田市新たな中学校部活動の在り方」を策定し、現段階での方針を示しております。この在り方については、昨年末の文部科学省が策定したガイドライン等に基づいて、今年度中に改訂する予定にしており、改訂した際は再度周知させていただきます。前述のとおり、全国的には部活動を終了する自治体が多い中、本市においては部活動の形式を維持しようとしていますが、学習指導要領の改訂により多くの保護者の皆様が経験されて

きた部活動とは異なる点も多くありますので、ご理解いただきますようお願いいたします。なお、以下に疑問を持たれると考えられる点について質疑応答形式で記載しておりますのでご参照ください。

今後とも本市教育行政ならびに学校教育活動にご理解、ご協力いただきますよう、重ねてお願いいたします。

【拠点校・対象種目】

第二中・柔道	第三中・陸上競技	第五中・ダンス	青山台中・水泳
高野台中・女子サッカー	第一中・剣道※		

※第一中・剣道部は今年度、教員が顧問を担っているため、入部に関する手続きについては在籍校にお問合せください。第一中・剣道部以外は委託となります。

【参考】 質問と回答

Q1 拠点校部活動とはどういうことでしょうか。

A1 市内中学校で上記部活動がない中学校の生徒が、拠点校の対象部活動に入部し活動することを許可するものです。 ※第一中学校剣道部以外は、委託となります。

Q2 拠点校部活動に入部するにはどうすればいいのでしょうか。

A2 在籍する学校に入部希望をお伝えのうえ、必要書類を受け取ってください。

Q3 自校から拠点校まで、どのような交通手段等で通えばいいのでしょうか。

A3 方法としては、以下のとおりです

- ① 公共交通機関で通う
- ② 保護者の方による送迎
- ③ 一度帰宅し、自転車で通う
- ④ 在籍校の定めるルールを守り、在籍校の許可のもと、通学時に自転車に乗らずに押して登校。授業終了後、在籍校から自転車に乗って通う

※いずれにしても保護者の責任の元の交通手段となります

Q4 大会出場はどうなりますか。

A4 大会等については、拠点校部活動以外の部と同じように拠点校部活動として出場することができます。

Q5 なぜ外部委託をするのですか。

A5 顧問の不在等による部活動の減少や教員の時間外勤務時間の多さが課題となっていて、生徒の文化・スポーツに親しむ機会を確保するためです。

Q6 教員から教えてもらえないのですか。

A6 教員による指導は行わず、外部委託した指導者からの指導となります。困ったこと等あれば、委託事業者の配置する統括責任者に相談することができます。また、窓口となる教員もいますので、教員に相談等を行うこともできます。

※文部科学省は、部活動を「教師以外が積極的に参画すべき業務」として分類しています。

Q7 活動回数や活動時間について教えてください。

A7 活動回数や活動時間の上限については「吹田市課外クラブ・部活動の在り方に関する方針」に示されておりますが、部活動ごとに異なります。

Q8 部活動中のケガの保険はどうなりますか。

A8 学校部活動としての活動であるため、学校で加入する「スポーツ振興センター災害共済給付制度」の対象となります。

Q9 他の自治体と何が違うのですか。

A9 多くの自治体では、学校部活動ではなく、学校外の地域クラブに担ってもらう方向で進めています（「習い事」の要素が強い、活動は平日夜間・休日を中心）。本市では、部活動の意義を踏まえるとともに現段階で受け入れることのできる地域クラブの数や種目等に懸念があることから、活動を維持（保障）するため、学校教育活動の枠組みを残したうえで、平日の放課後および休日の指導を外部に委託するものです。

Q10 どんな人が指導を行いますか。

A10 事業者が種目の専門性を有する指導者を当該部活動に配置し、指導を行います。種目の技術向上のみならず、安全管理、ハラスメントのない適切な指導等を行うための研修を実施しながら指導にあたります。

また、指導者とは別に委託事業者が統括責任者を配置し、部活動の状況把握や相談を受ける体制を整えています。

Q11 ケガやトラブル対応についてはどうなりますか。

A11 活動中や大会等引率時に事故・ケガが生じた場合は、指導者（委託事業者）が初期対応を行い、統括責任者（委託事業者）に報告の上、その後の対応を行います。

また、統括責任者（委託事業者）は学校に報告するとともに、状況に応じて連携を図りながら対応します。

Q12 保護者による費用負担はありますか。

A12 現段階では試行実施による外部委託の側面もあることから、保護者の費用負担はありません。しかしながら、これまでの教員の厚意等により成り立っていたものとは異なり、指導や引率など部活動運営のための費用が必要となることから、地域クラブ活動とは実施形態が異なるものの、実現可能かつ持続可能な活動として継続できるよう一定の受益者負担について検討しております。

Q13 最終的には市内全ての部活動が外部委託になるのでしょうか。

A13 引き続き試行実施による効果等を検証し、検証結果を踏まえ令和8年度中に「吹田市新たな中学校部活動の在り方」を改訂します。その中で決定した詳細を示し、広く周知する予定をしています。

Q14 簡単に言うとこれまでの部活動(在籍校で教員が指導する部活動)と何が変わるのでしょうか。

- A14 ① 前述の拠点校部活動の場合は、他校の生徒が入部すると一緒に活動することになります。
- ② 指導者が学校教員から外部による指導者に変わりますが、「吹田市課外クラブ・部活動の在り方に関する方針」に示す活動回数や活動時間の上限の範囲内での活動となります(教員が顧問をする部活動と同様)。ただし、安全面や人件費等の運営費の観点から、平日の朝練の実施はできません。
- ③ 部活動への欠席等は、安全管理の観点から事業者が準備する欠席連絡フォームで回答いただきます。



吹田市 新たな中学校部活動の在り方



吹田市課外クラブ・部活動の在り方に関する方針